

○厚生労働省令第四百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を
実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の
区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都
市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出
に係る届書に記載した事項を証明した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類

二 同一の出産について、法第一百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類

第百九条の二の表の二の項第一欄中「（昭和三十三年法律第二百二十八号）」及び「（昭和三十七年法律第五百五十二号）」を削り、同表の六の項第一欄中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削る。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条ノ五第一項第一号中「、氏名、生年月日及住所」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第二項中「医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区长トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル」を「次ニ掲グル」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区长トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類

二 同一ノ分娩ニ付出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム）ノ支給ヲ別途申請セザリシコトヲ示ス書類

第四十八条第一項第一号中「、氏名、生年月日及住所」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 死産ナルトキハ其ノ旨

第四十八条第一項第四号を削り、同条第二項中「医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル」を「次ニ掲グル」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類

二 同一ノ分娩ニ付家族出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム）ノ支給ヲ別途申請セザリシコトヲ示ス書類

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(保険給付の支払の差止めに関する経過措置)

第十条 法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により保険者が行う保険給付の全部又は一部の支払の一時差止は、被保険者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

附 則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。